

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について（概要）

1. 趣旨

(1) 年金関係手続における法定相続情報一覧図の写しに係る措置

- 不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）を、遺族年金の請求の際に身分関係等を証明する書類として利用することができるようにして欲しい旨の要望があったこと等を踏まえ、厚生年金保険法施行規則等について所要の改正が行われることに伴い、地方公務員等共済組合法施行規程の所要の改正を行う。

(2) 年金関係手続における死亡者の個人番号に係る措置

- 「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)において、「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

- その後、内閣府大臣官房番号制度担当室において、本人死亡後については個人番号関係事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「個人番号利用法」という。）第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）とされる相続人が、死亡者本人から個人番号（個人番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることや死亡者本人の代理人として相続人が死亡者の個人番号を提供することは認められない等と整理。

- これを踏まえ、年金関係手続のうち一部の死亡者に係る手続において、死亡者本人の個人番号の記載を申請様式で求めることはしないこととしたため、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）について所要の改正を行う。

2. 内容

(1) 年金関係手続における法定相続情報一覧図の写しに係る措置

- 遺族年金及び未支給年金等の手続の際に、法定相続情報一覧図の写しを利用することができるよう、当該手続の添付書類を定める規定に、法定相続情報一覧図の写しを追加する。

(2) 年金関係手続における死亡者の個人番号に係る措置

- 老齢年金等の受給権者が死亡した場合に当該死亡した受給権者の親族等が遺族年金の裁定請求や未支給年金の請求等の手続を行う際の届書等の記載事項を定める規定から、受給権者の個人番号の規定を削除する。

3. 施行期日等

公布日：令和2年10月26日

施行日：令和2年10月26日